

消防法施行令に基づく消防用設備等の検査及び点検を必要とする防火対象物の指定

昭和51年3月31日

消防局告示第1号

改正 平成12年12月28日消防局告示第1号 平成23年 1月28日消防局告示第4号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号及び第36条第2項第2号の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する設置の検査を受けなければならない防火対象物及び消防用設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させなければならないもので、消防長が火災予防上必要があると認める防火対象物を、次のとおり指定し、昭和51年4月1日から施行する。

記

1 検査を受けなければならない防火対象物

令別表第1(12)項ロ、(13)項、(17)項に掲げる防火対象物にあつては延面積300平方メートル以上のもの。(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(12)項イ、(14)項に掲げる防火対象物にあつては延面積500平方メートル以上のもの。(11)項、(15)項、(16)項ロに掲げる防火対象物にあつては延面積1,000平方メートル以上のもの及び(18)項に掲げる防火対象物にあつては道路の全面をおおうもので延面積300平方メートル以上のもの

2 点検をさせなければならない防火対象物

令別表(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項に掲げる防火対象物にあつては延べ面積1,000平方メートル以上のもの及び(18)項に掲げる防火対象物にあつては道路の全面をおおうもので延べ面積1,000平方メートル以上のもの

附 則

この告示は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日消防局告示第1号）

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成23年1月28日消防局告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。